

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（経済産業省）

制 度 名	会社法制の見直しに伴う所要の措置				
税 目	所得税、法人税				
要 望 の 内 容	<p>「会社法制の見直しに関する要綱案」が法制審議会会社法制部会で取りまとめられたことを踏まえ、会社法改正に向けたスケジュールを見据えつつ、同法改正に伴う所要の措置を講ずる。</p> <table border="1" data-bbox="874 808 1489 936"> <tr> <td data-bbox="874 808 1220 936">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1220 808 1489 936">— 百万円 （ — 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （ — 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （ — 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>会社法改正の内容を踏まえた所要の税制措置を講ずることで、会社法改正の円滑な施行を図り、もって取引・経営の安定に資することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>会社法改正により新たに規定される内容について、現行会社法に基づく税制措置との平仄を勘案した公平な税制措置を講ずる必要がある。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 取引・経営の安心
		政策の達成目標	会社法改正の円滑な施行を図り、もって取引・経営の安定に資する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	
		同上の期間中の達成目標	
		政策目標の達成状況	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性		

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	
	<p>前回要望時の達成目標</p>	
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>		